

12 廃棄物処理施設の構造・維持管理に関する事項

廃棄物処理施設には、構造基準や維持管理基準が定められています。施設の設置者は、この基準を遵守しなければなりません。

[解説]

(1) 中間処理施設に係る構造基準及び維持管理基準

[法8条の2、3、9条の3、15条の2、2の3]

一般（産業）廃棄物処理施設の設置許可（法8条又は15条に基づく許可）を受けるには、設置予定の施設が構造基準に適合している必要があります。また、施設設置者は維持管理基準及び設置許可申請に記載した維持管理に関する計画に従い、廃棄物処理施設の維持管理を行わなければなりません。

① 構造基準（共通基準）

[規則4条、12条]

- ・自重、積載荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全
- ・廃棄物及び廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス、排水及び使用薬剤による腐食防止措置
- ・廃棄物の飛散、流出並びに悪臭の発散防止に必要な構造・設備
- ・著しい騒音・振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないもの
- ・施設から排水を放流する場合に必要な排水処理設備
- ・施設処理能力に応じ、十分な容量を有する、受入廃棄物及び処理された産業廃棄物の貯留設備

② 維持管理基準（共通基準）

[規則4条の5、12条の6]

- ・処理能力に見合った適正な受入を行うための受入廃棄物の性状の分析・計量
- ・処理能力範囲内の廃棄物投入
- ・施設異状時の運転停止及び流出廃棄物の回収等の生活環境保全上必要な措置
- ・正常な機能維持のための定期点検及び機能検査
- ・廃棄物の飛散、流出並びに悪臭の発散防止措置
- ・蚊、はえ等の衛生害虫発生防止及び構内の清潔保持
- ・著しい騒音・振動を発生し周囲の生活環境を損なわない措置
- ・施設から排水を放流する場合は、水質維持及び定期的な放流水水質検査
- ・維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録作成及び3年間の保存

③ 個別基準

[規則4条、4条の5、12条の2、7]

一般及び産業廃棄物処理施設を設置する場合は、施設の種類に応じて定められている、構造基準及び維持管理基準を守る必要があります。施設ごとの基準の内容については、規則等を確認してください。

(2) 焼却施設に係る構造基準及び維持管理基準（ダイオキシン類の排出抑制）

[規則4条、4条の5、12条、12条の2、第1条の2第49項、ダイオキシン類特措法]

ダイオキシン類を削減するため、産業廃棄物焼却施設の「構造基準、維持管理基準」が強化されています。ダイオキシン類の排出を抑制するためには次の事項に留意してください。

- ① 廃棄物を高温で完全燃焼させること
- ② 燃焼ガスを速やかに冷却すること
- ③ 排ガス処理を徹底すること

排ガス中のダイオキシン類の濃度基準

燃焼室の規模	新設の焼却施設	既設の焼却施設
2トン/時未満	5ng-TEQ/Nm ³	10ng-TEQ/Nm ³
2～4トン/時	1ng-TEQ/Nm ³	5ng-TEQ/Nm ³
4トン/時以上	0.1ng-TEQ/Nm ³	1ng-TEQ/Nm ³

* 新設：H9.12.1以降に設置されたもの

* 既設：H9.11.30以前に設置されたもの

● 燃え殻、ばいじん、排水中のダイオキシン類の濃度基準

燃え殻、ばいじん 3ng-TEQ/g
 汚泥、排水 10pg-TEQ/L

これらの基準を超えた燃え殻等は、溶融、焼成等の処理をしなければ埋立処分できません。

● ダイオキシン類濃度の測定 → 1年に1回以上測定し、基準に適合していること。

ばい煙量等の測定 → 6か月に1回以上測定し、基準に適合していること。

● 構造・維持管理基準違反は使用停止命令・改善命令等の、命令違反は罰則の対象になります。

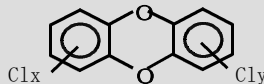
ダイオキシン類とは

ダイオキシン類は、PCDD、PCDF、ゴナ-PCBまたはこれらの混合物とされており、化学物質の合成過程や燃焼過程などで非意図的に生成され、強い急性毒性を持つことが知られており、発がん性、生殖毒性、免疫毒性等広範囲にわたる毒性影響が報告されています。

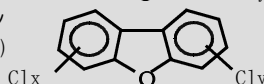
平成11年3月に「ダイオキシン対策基本指針」が策定され、また、平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法が定められ、環境基準の制定、総量規制の導入などが進められています。

ダイオキシン類

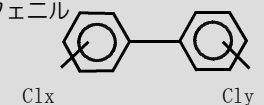
○ ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD,異性体は75種類)



○ ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF,異性体は135種類)



○ コプラナーポリ塩化ビフェニル (ゴナ-PCB、異性体は12種類)



(3) 最終処分場に係る構造基準、維持管理基準及び廃止基準

一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準として、次のとおり構造基準、維持管理基準並びに廃止基準が定められています。

なお、許可を取消された最終処分場も、知事等の廃止の確認を受けるまでは以下の基準が適用されます。

※最終処分基準省令とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年総理府令・厚生省令第1号)をいいます。

① 構造基準及び維持管理基準

ア 全ての処分場の共通事項

- 7) 最終処分場周縁の地下水(2か所以上)の水質検査についての検査項目、検査方法及び検査頻度
 - ・埋立開始前：地下水検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定すること。
 - ・埋立開始後：地下水検査項目を年間1回以上、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を月1回以上測定(安定型に限り、電気伝導率・塩化物イオン濃度の測定は必要ない。)すること。
 - ・水質の悪化が確認された場合は、原因調査及び必要な措置を講じること。
- 4) 残余の埋立容量を年1回以上測定すること。
- ウ) 埋め立てられた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)、数量及び点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有廃棄物を埋め立てた場合はその位置を示す図面を作成し、廃止まで保存すること。

イ 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場

- 7) 遮水工の要件
 - ・遮水層を二重にすること(粘土層等の遮水シートの組み合わせ、二重シート)。
 - ・基礎地盤を整備すること(遮水層の損傷を防止できる強度を有し、平らであること)。
 - ・遮光性のある不織布等により遮水層を保護すること。
 - ・遮水の効力を有する遮水工を設けること(不浸透性地層を用いる遮水工の方法の規定(不浸透性地層の要件、鉛直遮水工))。
- 4) 遮水工の損傷を防止するため、砂等により覆い、遮水工を保護すること。
- ウ) 地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合は、地下水集排水設備を設けること。
- エ) 埋立地からの保有水等が速やかに排水できる集排水設備、浸出液処理設備を設けること。

- ホ) 放流水の水質検査（項目、方法及び頻度）を次のとおり行うこと。
 - ・水素イオン濃度、BOD（又はCOD）、SS及び窒素含有量について、月1回以上測定すること。
 - ・上記を除く排水基準に係る項目について、年1回以上測定すること。
 - ・水質の悪化が確認された場合は、原因調査及び必要な措置を講じること。
- カ) 放流水に係る維持管理基準を遵守すること。
- キ) **ダイオキシン類対策特別措置法**に基づく基準
 - ・埋立処分開始前及び埋立処分開始後は、年1回以上、周縁地下水のダイオキシン類に係る水質検査を行い、記録すること。
 - ・水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因調査その他の生活環境保全上必要な措置を講ずること。
 - ・放流水のダイオキシン類濃度が、10pg-TEQ/L以下となるように維持管理を行うこと。
 - ・放流水のダイオキシン類に係る水質検査を年1回以上行うこと。

ウ 遮断型最終処分場

- ア) 外周仕切設備を水密性を有する鉄筋コンクリート製とすること。
- イ) 外周及び内周仕切設備の内壁を遮水、腐食防止の能力を持つ材料で被覆すること。
- ウ) 目視等により点検できる構造とすること

エ 安定型最終処分場

- ア) 擁壁等の安定保持のため必要と認められる場合に埋立地内部の雨水等を排出する設備を設けること。
- イ) 搬入された廃棄物を埋め立てる前に展開検査（運搬車輛から廃棄物を降ろして広げ、目視による安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着、混入していないかの検査）を実施すること。
- ウ) 安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入がないことを確認するため、浸透水の水質検査を行うこと。
 - ・埋立処分中は、浸透水について地下水検査項目を1年に1回以上、また、BOD又はCODを月1回以上測定し、埋立終了後は、BOD又はCODを3月に1回以上測定すること。
 - ・なお、地下水等検査項目が基準を超過している又はBODが20mg/L又はCODが40mg/Lを超えるおそれがあるときは、搬入及び埋立処分を中止し、原因調査及び必要な措置を講じること。

② 廃止基準の設定

ア 全ての処分場の共通事項

- ア) 構造基準に適合していること（囲い、立て札、調整池、浸出液処理施設に係る基準を除く。）
- イ) 維持管理基準において義務付けられている一定の措置が講じられていること
 - ・地滑り防止及び外周仕切設備に係る構造基準の適合
 - ・悪臭、火災、ねずみ等の生息について基準に適合
 - ・地下水等の水質が基準に適合
- ウ) 最終処分場周縁の地下水等の水質の悪化のおそれがないこと
- エ) 現に、生活環境保全上の支障が生じていないこと

イ 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場

- ア) 埋立地の内部が十分に安定していると認められること
 - ・保有水の水質検査：保有水の水質検査は、2年以上にわたって行われた検査の結果、基準に適合すること。
 - ・ガスの測定：埋立地からガスの発生がほとんど認められないか、又は、2年以上にわたりガスの発生量の増加が認められないこと。
 - ・埋立地内部の温度の測定：周辺の地中温度に比べて異常な高温になっていないこと。
- イ) 埋立地の開口部が厚さ50cmの土砂等の覆いにより閉鎖されていること

ウ 遮断型最終処分場

- ア) 鉄筋コンクリート等により閉鎖されていること
- イ) 環境大臣が定める措置が講じられていること

エ 安定型最終処分場

- ア) 浸透水の水質、ガスの発生及び埋立地内部の温度について、異常がないこと。
- イ) 埋立地の開口部が厚さ50cmの土砂等の覆いにより閉鎖されていること。

(4) 維持管理の記録及び公表

[法8条の3、9条の3、15条の2の3]

廃棄物処理施設の設置者は、維持管理に関する基準や施設の維持管理に関する計画に従って適切に維持管理し、その施設の維持管理状況について、帳簿を作成し、保管しなければなりません。

また、維持管理状況を記録した帳簿を備え置くとともに、地域住民など利害関係者の求めに応じて、その帳簿を閲覧させなければなりません。（正当な理由なしに閲覧を拒んではいけません。）

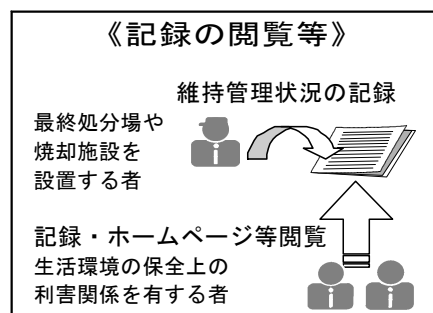
さらに、廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の適正な維持管理のために、一定の資格を有する技術管理者を置かなければなりません。なお、産業廃棄物処理施設を設置している排出事業者は、産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。

① 記録の閲覧及びホームページ等での公表

[法8条の4及び15条の2の4、規則4条の6及び12条の7の2関係]

[法8条の3、9条の3及び15条の2の3関係]

維持管理に関する記録は各月毎の結果を翌月の末日までに備え置き3年間閲覧に供し、かつ、ホームページ等で維持管理計画とともに公表する必要があります（ただし、記録の保存期間は中間処理施設は3年間、最終処分場は施設を廃止するまでの間）。



② 記録する事項

[法8条の4及び15条の2の4、規則4条の7及び12条の7の3関係]

ア 廃棄物焼却施設の場合

処分した廃棄物の種類及び量	
燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガスの温度、排ガス中の一酸化炭素濃度	測定を行った位置、測定結果の得られた年月日、測定結果
冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	除去を行った年月日
排ガス中のダイオキシン類濃度 排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（硫酸化合物、ばいじん、塩化水素、窒素化合物に係るもの）	排ガスを採取した位置及び年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果

イ 廃棄物最終処分場の場合

埋め立てた廃棄物の種類及び量	
擁壁等の点検	点検を行った年月日、損壊するおそれがあるとき認められた場合に講じた措置等
遮水工の点検	点検を行った年月日、遮水効果が低下するおそれが認められた場合に講じた措置等
放流水、周縁地下水	採取した場所、採取した年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果、水質悪化時に講じた措置等
浸出液処理設備の点検	点検を行った年月日、異状が認められた場合に講じた措置等
導水管の防凍の点検	点検を行った年月日、異状が認められた場合に講じた措置等
残余の埋立容量	測定を行った年月日、測定結果

維持管理に関する計画とは

廃棄物処理法第8条（第15条）に基づく、一般（産業）廃棄物処理施設の設置許可申請の法定添付書類として、「一般（産業）廃棄物処理施設の維持管理に関する計画」を提出する必要があります。

計画書には維持管理の方法に加え、排ガスの性状、放流水の水質について、自ら達成することとした数値（法令基準値と同じもしくはより厳しい数値）を記載することとなりますが、計画書に記載した内容は、法第8条の3第1項（第15条の2の3第1項）の規定により、法定の維持管理義務となります。

また、計画を変更する場合には法第9条（法第15条の2の6）に基づく変更許可を要することとなります。

13 再生利用について

排出事業者は、廃棄物の減量化及び資源化を図るため、廃棄物を積極的に利用することが大切です。

排出事業者以外の者が産業廃棄物を利用するときは、環境大臣の認定等を受けて行うほか、廃棄物処理法施行細則に基づく知事の再生利用に係る**一般指定**又は**個別指定**を受けて、適正に再生利用する必要があります。

再生利用する者は、生活環境の保全上支障が生じないようにしなければなりません。

[解説]

◎ 再生利用とは

再生利用とは、**廃棄物を原則として無償で譲り受け**、原材料や資源として**再利用**することです。再生利用を行うには、処理業の許可を受ける、環境大臣の認定を受ける、知事の指定制度を利用するなどの方法があります。

再生利用を進めるためには排出事業者自らが利用するほか、それを有効に活用しようとする者に、利用してもらうことが大切です。

なお、廃棄物を再生利用する場合も、その処理にあたっては、廃棄物処理法に基づく処理基準等を遵守しなければなりません。

(1) 環境大臣による認定制度

[法15条の4の2関係]

再生利用の内容、再生利用を行う者、再生利用の用に供する施設が基準を満たしている必要があります（詳しくは、P67 環境省の出先機関：北海道地方環境事務所にお問い合わせください）。

(2) 知事による指定制度

[規則9条及び10条の3関係]

再生利用されることが確実であると認められる廃棄物について、そのもののみの処理を行う場合、知事が指定します（政令市における取扱いは、個別に照会してください）。

ア. 再生利用の一般指定

知事が政令市以外の地域において、再生利用を業として行うことができるものとして指定したものであり、産業廃棄物処理業の許可は必要ありません。

ただし、委託契約の締結は必要です（産業廃棄物管理票の交付を受ける必要はありません）。

産業廃棄物の種類	再生利用の方法
1. 有機性汚泥(有害物質を含むもの及び下水道汚泥を除く。)	たい肥としての利用又は肥料の製造
2. 廃油(特別管理産業廃棄物を除く。)	燃料としての利用又は再生油の製造
3. 廃タイヤ	燃料としての利用又は再生タイヤの製造
4. 木くず(建設業に係るもの[新築、改築及び除去に伴って生じたものに限る。]並びに木材又は木製品の製造業[家具の製造業を含む。]、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るものに限る。)	燃料若しくは家畜の敷料としての利用又は燃料、建材、肥料若しくは製紙用チップの製造
5. 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	飼料若しくはたい肥としての利用又は飼料若しくは肥料の製造
6. 動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)	たい肥としての利用

イ. 再生利用の個別指定

一般指定された産業廃棄物以外の産業廃棄物を再生利用（上表左欄の産業廃棄物を右欄以外の方法で再生利用する場合を含む）するときは、知事の個別指定を受けることによって、産業廃棄物処理業の許可を受けずに収集運搬や処分（再生利用）が行えます。

再生利用については、その利用によって生活環境の保全上支障が生じないことが確実であるとともに、各種の品質基準等に適合するなど、資材等として利用することが適当なものでなければ認められません。